

# 指定管理業務点検・評価シート

平成 24 年 9 月 25 日

施設名	県立障害者体育センター	所在地	鳥取市湖山町西3丁目113-2
施設所管課名	障がい福祉課	連絡先	0857-26-7193
指定管理者名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	指定期間	平成21年度～平成25年度

## 1 施設の概要

設置目的	障害者の体育活動等を推進する。
設置年月日	昭和52年10月13日
施設内容	○敷地面積：7,854.62㎡ ○延床面積：992.65㎡ ○施設内容：体育室（バスケットボール1面）、男女ロッカー・シャワー室、事務室、器具庫（小・大）
利用料金	別紙1のとおり
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	①毎週月曜日（ただし、その日が休日にあたるときは、その直後の木曜日とする） ②毎月第3火曜日（ただし、その日が休日にあたるときは、その直後の火曜日とする） ③12月29日～1月3日

## 2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者体育センターの施設整備の維持管理に関する業務（保守管理、修繕、清掃、保安警備等）</li> <li>・障害者体育センターの利用の許可、利用料の徴収等に関する業務</li> <li>・その他施設の管理運営に必要な業務（利用受付、案内、備品貸出、利用指導又は操作、利用者へのサービス提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務）</li> </ul>
---------	---

## 3 施設の管理体制

管理体制	常勤職員：3人、非常勤職員：2人〔計5人〕
	別紙2のとおり

## 4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	23年度		521	580	627	617	504	588	571	887	63	239	719	793
22年度		766	514	543	554	428	786	519	871	906	656	731	864	8,138
増減		-245	66	84	63	76	-198	52	16	-843	-417	-12	-71	-1,429

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	23年度		38	40	31	35	30	29	35	39	4	2	43	56
22年度		43	38	40	42	33	47	33	57	55	51	83	57	579
増減		-5	2	-9	-7	-3	-18	2	-18	-51	-49	-40	-1	-197

5 収支の状況

区 分		23年度	22年度	増 減	
収入	事業収入	利用料金収入	381,520	533,540	-152,020
		減免交付金	1,400,000	1,376,610	23,390
		県からの委託料	6,286,000	6,286,000	0
		小 計	8,067,520	8,196,150	-128,630
	事業外収入	雑収入	337,099	363,257	-26,158
		受取利息	184	196	-12
		小 計	337,283	363,453	-26,170
計	8,404,803	8,559,603	-154,800		
支出	人 件 費	4,840,366	3,844,542	995,824	
	管理運営費	3,412,834	2,780,084	632,750	
	事 業 費	0	0	0	
	計	8,253,200	6,624,626	1,628,574	
収 支 差 額		151,603	1,934,977		

6 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
目標値の設定	利用促進に資するため、利用者数等の目標値設定を行い、その実現に向けて取り組んだ。
ハード、ソフト面の改善	「体育館床面平滑化及びコートライン改修」（12～1月）を実施し、また「体育館外壁（西面）改修」の工事が行われ、環境の改善がなされた。ソフト面については、夏季開館時間の30分延長を試験的に実施した。
情報発信、広報	障害者体育センターホームページ( <a href="http://www.hal.ne.jp/syou-tai">http://www.hal.ne.jp/syou-tai</a> )で、利用手続き、利用料金、予約状況、その他イベント情報などの情報発信を行った。またセンター内掲示版等にて、県内の障がい者スポーツイベント等のチラシ、関連ポスターによる情報提供を積極的に行った。
スポーツ教室、スポーツイベントの企画、実施	スポーツ教室については、「ツインバスケットボール教室」を昨年度に引き続き実施した。また鳥取ポッチャクラブと「ポッチャ交流会」を実施した。またその他、スポレク体験会、スポーツ教室等の各種講習を行った。障がい者スポーツ大会誘致にも取り組み、車椅子バスケット、障がい者卓球大会を誘致した。

7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者との「意見交換会」実施。</li> <li>・施設内に設置する意見箱。</li> <li>・施設窓口での意見受付。</li> <li>・県への「県民の声」による意見受付。</li> </ul>
------------	---

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
・体育館内に時計を設置してほしい（複数団体からの意見）	以前は取付されていたようだが、故障等でその後設置がされていなかったようであり、意見を伺い体育館内2ヶ所（片面利用の場合、体育館を仕切るので片側設置だと、時計が確認できないため）に5月23日に設置し対応した。
・玄関自販機の飲料について。自販機飲料について、季節に応じてホットとコールドと切り替えるが、コーヒー飲料について通年ホットを置いて欲しい。	自販機設置業者に確認したところ、当センターの自販機仕様だと難しく、6品目をホットとして置かなければならないので、これからの季節、実質商品減となり逆にサービス低下の恐れがあるとのこと。よって、この意見に関しては、自販機の構造上対応が難しいで回答し、利用者も、納得の上で了解を得た。
・（鳥取県障害者アーチェリー協会）協会が所有するアーチェリーの的台を持ち込み、練習後も館内で保管してほしい。	移動式の的台は大きく倉庫への収納ができないため、アリーナへ常設しなければならず、他の競技の利用に危険を伴うため困難である。折りたたみ式の簡易的台であれば、物が小さいため、アリーナ内での常設も可能である旨回答する。
・路上駐車に関する苦情（近隣住民の方より）	一般利用者の送迎にこられていた保護者の方の車が県営住宅地の通路に路上駐車していた。すぐに謝罪し車は移動していただいた。 今後は、会場使用責任者から利用者全員（送迎の方を含む）へ注意していただくよう依頼するとともに、管理員も、巡回や駐車場への移動案内を実施することとした。

利用者からの積極的な評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館内時計の設置について、複数から好評の声をいただいた。</li> <li>・暗幕開閉装置取付（9/27～28施工）に関し好評の意見を頂いた。</li> </ul>

8 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度より行っている「ツインバスケットボール教室」（鳥取県車イスバスケットボール協会協力）に加え、鳥取ポッチャクラブと「ポッチャ交流会」を実施した。</li> <li>・養護学校や近隣小学校へ出向いて、障がい者スポーツ（車イスバスケット）や障がい者スポレクを絡め、障がい者の方にも協力していただき、講演会や交流会を企画実施している。障がい者スポーツの情報発信源として、要請地へ出向くことも障がい者スポーツ施設の役割とした上でのものであり、特に移動が困難な養護学校関係からは喜ばれている。</li> <li>・鳥取県障がい者スポーツ協会と連携して、障がい児（者）スポーツ相談室を設置し、県東部圏域の特に一般小中学校の支援学級の生徒、保護者を対象に面談などを行い、課外活動に繋げられるよう努めている。また、東部障がい者スポーツ教室を週1回定置し、特に近隣施設利用者を対象に実施している。</li> <li>・障がい者スポーツ大会開催誘致にも取り組み、鳥取県車椅子バスケットボール協会主催の大会と、鳥取県身体障がい者卓球協会主催の大会を誘致し、延べ388名の参加があった。</li> </ul>

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者との意見交換会において複数団体から声のあった、体育館内空調設備については、予算的に大きな問題だが要求などを行いたいと思う。</li> <li>・鳥取県障がい者スポーツ協会の圏域障がい者スポーツコーディネーター事業において、広域の障がい者や障害者スポーツ指導員に、体育センターを共に有効に活用していただくよう考えたいと思う。</li> </ul>

9 施設所管課による業務点検

項目	評価	点検結果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	B	・委託業者とともに特に問題なく設備の管理が行われている。 ・基幹施設(厚和寮)等周辺の福祉施設との連携により適切な対応がなされている。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免	B	・特に問題なく、適正に処理が行われた。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	B	・利用の受付、案内に対する苦情もなく、適正に施設の管理が行われているものとする。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	B	・意見交換を行うなど、利用者の意見を積極的に取り入れるよう努力している。 ・積極的に開館時間の延長などの検討を行っている。 ・広報については、HPだけでなくマスコミへの情報提供など検討の余地あり。 ・しらはまグランドの利用促進の必要あり。
〔収入支出の状況〕	B	・工事の影響で利用料金が減少し、全体として収入は減少した。また、支出については人件費が増加し、収支全体としては収支差額が減少したが、適正に執行されていたものとする。
〔職員の配置〕	B	・委託業務仕様書に定める配置人員を満たしており、施設の管理運営に支障のない配置であるとする。
〔 〕		
総括	B	・概ね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われているが、今後も障がい者をはじめとする利用者の意見等を積極的に把握し、一層のサービス向上と利用促進を図ることが必要とする。

- 《評価指標》 A：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。  
 B：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。  
 C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。  
 D：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。